

ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主主義 統一 繁栄

国民議会

番号78号/国民議会
首都ビエンチャン、2025年6月20日

地方行政法
(改正)

第I編

総則

第1条 目的

この法律は、全国において地方行政組織を整備し、それを強固に透明化し、かつそのシステム化構築のために、地方行政組織の組織、活動と業務遂行計画制度に関する原則と規則を規定するもので、各管理レベルに沿って憲法、法律、社会経済開発計画、国家予算計画、国家防衛-治安維持業務、外交業務の実行を保証することを狙いとし、政府、公共の利益、人民の正当な権利と利益を保護し、人民を豊かにし幸福にし、国家を強固にし、社会の団結、民主主義、正義と繁栄を国民にもたらすことに貢献するものである。

第2条 (改正) 地方行政

地方行政とは地方における政府の行政管理である。

ラオス人民民主共和国の地方行政は3層に分かれている。いわゆる、県レベル、郡レベル、及び区（ターセーン）ⁱレベルである。

県レベルには首都と県がある。

郡レベルには郡、市（ナコーン）ⁱⁱがある。

区（ターセーン）レベルには、区（ターセーン）がある。

第3条 (改正) 地方行政組織の組織と活動の原則

地方行政組織の組織と活動は、以下の原則に沿って実施すること。

- 政府管理は中央一元的統一化され管理レベルを分けている。区レベルは郡レベルに属し、郡レベルは県レベルに属し、県レベルは中央政府に属している。
- 地方人民議会を通じて、人民の主権が拡大され、地方行政組織の責任と住民参加が増大する。
- 憲法と法律を基本として責任を果たす。

第II編

地方行政組織の位置、役割、権限と職務

第4条（改正） 位置

地方行政組織は地方レベルにおける政府の行政管理機関であり、政府の代理機関である。政府と地方人民議会に対して責任を持つ。

地方行政組織は以下から構成される。

1. 首都・県行政委員会
2. 郡・市（ナコーン）行政委員会
3. 区（ターセーン）行政委員会

第5条 役割

地方行政組織は管理レベル分割に従って、政治、経済、文化－社会、人材資源の育成と活用、天然資源、環境及び他資源の利用と資源保護、地方における国防－治安維持と外交等の面において政府の行政管理の役割を持つ。

第6条（改正） 権限と職務

地方行政組織は以下の権限と職務を有する。

1. 憲法、法律、法律以下法令、地方人民議会の議決、社会－経済開発計画及び国家予算を執行する。
2. 地方における戦略計画、社会－経済開発計画、予算計画及び国防－治安維持業務について研究し地方人民議会に提案する。
3. 憲法、法律、法律以下法令、地方人民議会議決、経済社会開発計画、国家予算計画を宣伝、普及する。
4. 政治、経済、社会－文化、国防－治安維持、天然資源、環境及びその他の面において行政管理を実施する。
5. 経済管理、社会－文化及び国防－治安維持に関する議決、決定、命令、通達と告示を出す。
6. 自分の責任管轄にある組織の業務実施についてモニタリング検査する。
7. 自分の管轄地方に生活し活動しているラオス人、外国人、永住外国人、無国籍者を管理する。
8. 国民からの提言書を受付け、検討し、解決する。
9. 上部組織からの委譲に沿って外国と関係し協力する。
10. 地方の総ての面の現状を含めて、上層部に自分の業務実施について総括し報告する。

11. 法律の中で規定にしたい、その他の権限行使とその他職務を執行する。

第III編

首都、県と、首都・県行政委員会

第1章

首都、県と、首都・県の新たな設置

第7条 (改正) 県、首都

首都、県は地方行政地域であり、複数の郡、市（ナコーン）により構成されている。

第8条 (改正) 県、首都を新たに作る

政府の提案に沿った国会の決定により、県や首都を新たに作り、統合、廃止また境界を定めることができる。

第9条 (改正) 県、首都を新たに作るための条件

県と首都を作るには以下の条件をすべて満たすこと。

1. 国防－治安維持において、地理的位置が行政にとって相応しく、戦略的な位置にある。
2. 社会－経済の発展のための基本的要素がある。
3. 発展した基本インフラがある（例えば、道路、電話通信、マーケット、電気、水道、学校、病院その他）。
4. この地域の居住人口が少なくとも 12 万人以上である。
5. 郡レベルの行政ユニットが 4 つ以上ある。

第2章

首都・県の行政委員会の位置、役割、権限と職務

第10条 (改正) 首都・県の行政委員会の位置、役割

首都・県行政委員会は県レベルの政府行政組織であり、その役割は、政治、行政、経済、文化－社会、国防－治安維持、外交業務等の政府行政を管理することで、人材資源を育成して活用し、その地域の天然資源、環境、他の資源の利用と保護、自分の管理範囲において郡、市（ナコーン）の開発戦略計画実施の指揮と検査を行い、県レベルでの人民議会の決議を実行する。

第11条（改正）首都・県地方行政委員会の権限と職務

首都・県行政委員会は以下の権限と職務を有する。

1. 憲法、法律、法律以下法令、県人民議会の議決及び首都・県行政委員会議決を施行することを保証する。
2. 戦略計画、経済－社会開発計画、地方の財政計画、県レベル法令起草改正計画を作成、実施する。
3. 国防－治安維持業務の執行、汚職とその他社会問題現象の追放、防止。
4. 国会議員と県人民議会議員の選挙実施業務に関する指揮、促進、動員を行う。
5. 地方において、予算源を獲得し、戦略計画、国家教育制度と保健制度の改革に充てることを促進する。
6. 地方や民族にある国の文化や良き伝統習慣を保護、推進し、首都、県にある歴史、文化、自然、農業の観光地を管理、開発する。
7. 国の行政管理の中に近代的な科学とテクノロジーを導入し、規則や政府行政の組織を改善し、より便利で迅速、透明、公正にする。
8. 決定ⁱⁱⁱ、命令、通達、告示を発出する。人民検察院と地方裁判所の裁判を除き、法律に矛盾した自分のレベル内又はそれ以下の各セクターの法令に対して、中止命令又は破棄命令を出し、法律に矛盾した法令の一時中止又は破棄を上層部に検討を申請する。
9. 自身の責任範囲の中で強制力をもつ法令の執行について評価を行う。
10. 責任義務の分担、問題解決権を分割し、利益を公明正大にきちんと決まった分だけ郡、市（ナコーン）に分割する。
11. 自分の管理下にある、課、政府機関で県レベルの課に相当する組織、郡、市及び他の組織単位の責任業務実施活動を、実行し、その活動に便宜を図り、監督してモニタリング検査を行う。
12. 中央が管理する資金援助や投資プロジェクト実施に対して便宜を図り、モニタリング検査を行い、自分の所管する責任範囲の中で国内外のすべての経済セクションの投資を促進する。
13. ラオス国民、外国人、永住外国人、無国籍者、民族の業務及び宗教等についての管理業務に対する指揮及び検査を行い、住民の生活改善と貧困解消を行う。
14. 自分の地方における、政府職員と政府行政組織の行動に関する審査を行い、助言し、また組織と個人からの提言を解決する。
15. 組織構成を研究し、首都と県の境界決定をする。郡、市（ナコーン）区（ターセーン）の設置、合併または廃止及び郡、市（ナコーン）の境界確定を行う。
16. 建国戦線、ラオス退役者連盟、大衆組織、社会組織、各経済分野とラオス国民すべての民族

が自分の地域の社会経済開発、国防と治安維持に参加し、また社会的墮落現象の追放に参加するように促進、推進及び条件整備を行う。

17. 組織や公務員を管理し、関連する省と同等の政府機関に対し、公務員、省の縦軸で結ばれる自分の地方に常駐する課の業務遂行をモニタリング検査する。
18. 自分の公務員の政治、行政、専門分野、外国語面の知識と能力を養成と養育、レベルアップする。
19. 収入源を作り収入をきちんと徴収するために、管理レベルに沿って天然資源の管理、保護、使用及び開発を行う。
20. 関係する国の組織が正しく、漏れなく、時間通り、また透明性を持って収入をあげられるように便宜を図り監督する。地方の収入－支出計画を管理実行する。
21. 国民からの提案書を受付け、検討し、解決する。
22. 上層部からの委任に従い、外国と関係、協力をもつ。
23. 地方の全体的な執行状況を含めて、自分の業務実施をまとめて定期的に、政府と県人民議会、関係組織に報告する。
24. 法律の規定に沿ってその他の権限を行使して職務を遂行する。

第3章

首都・県の行政委員会の組織構成

第12条（改正）組織構成

首都・県行政委員会の組織の構成は以下の通りである。

1. 都庁、県庁
2. 課、県の課に相当する政府機関。

首都・県行政委員会の組織構成は、県人民議会の承認により、各期間に実際の業務の必要性の要望に基づき設置される。

第13条（改正）都庁と県庁の位置と役割

都庁、県庁とは、県レベルの行政委員会の組織構成の1つであり、首都や県の行政業務に対する監督便宜、促進、モニタリング、また計画作成、実行プロジェクト作成、調査総括、書類の管理、合同実施に際してその中心となり、首都や県の指導者の業務活動に対する服務処理、自分の内部の業務処理管理等において、都行政委員会委員長、県行政委員会委員長に対して、参謀の役割を果たす。

都庁及び県庁の組織と活動は、別規則の中に規定する。

第14条（改正） 課、県レベルでの課に相当する政府機関の位置と役割

課、県レベルで課に相当する政府機関は、首都・県行政委員会の組織構成の1つであり、専門技術面において首都・県行政委員会、省、省と同等の政府機関に対する参謀としての役割を果たし、また管理レベルの分割に応じて政府の行政を管理する。

課、県レベルで課に相当する政府機関の組織と活動は別規則の中に規定する。

第15条（改正） 人事構成

首都・県行政委員会は以下の人事により構成される。

1. 首都・県 行政委員会委員長^{iv}
2. 首都・県 行政委員会副委員長
3. 官房室長、課長と県レベルでの課に相当する政府組織の長である首都・県行政委員会委員

第16条（改正） 首都・県行政委員会委員長の任命、異動又は解任

首都・県行政委員会委員長は、県人民議会が承認した後に、首相によって任命、異動又は解任される。

第17条（改正） 首都・県 行政委員会副委員長の任命、異動又は解任

首都・県行政委員会副委員長は、県人民議会の承認後、首都・県行政委員会委員長により任命、異動、又は解職される。

第18条（改正） 首都・県行政委員会委員長の任期

首都・県行政委員会委員長の任期は 1 期5 年で、連続して 2 期を超えない期間、その職にとどまることができる。

首都・県行政委員会委員長の任期が満了したが、首相がまだ新しい首都・県行政委員会委員長を任命しない時は、新しい首都・県行政委員会委員長が任命されるまで古い者がその業務の継続に当たる。

新しい首都・県行政委員会委員長の任命は、旧首都・県行政委員会委員長の任期満了後、90 日以内に行われなければならない。

第4章

首都・県行政委員会委員長の役割、権限と職務

第19条（改正）首都・県行政委員会委員長の役割

首都・県行政委員会委員長は県レベルの行政委員会の首長であり、政府と県人民議会に責任ある代表であり、県レベル行政委員会を指揮し、この地方行政法第10条と第11条の中で規定された権限と職務に沿ってその役割を遂行する。

第20条（改正）首都・県行政委員会委員長の権限と職務

首都・県行政委員会委員長は以下の権限と職務を有する。

1. 首都・県行政委員会会議を招集し、その議長となる。
2. 自身の首都・県行政委員会の業務、県人民議会の決議、首都・県行政委員会の議決、官房室の活動、課の活動、県レベルでの課と同等な政府機関の活動、管理下の郡の活動を指揮、監督して便宜を図る。
3. 県人民議会に、首都・県の戦略計画草案、社会－経済開発計画案と予算計画案、県レベルの法令の起草、改正計画案を提案する。
4. 県人民議会に、首都・県行政委員会の組織構成についての審査承認を提案する。
5. 県人民議会に、首都・県行政委員会副委員長、行政委員会委員の任命の審査承認を提案する。
6. 県人民議会に、首都・県行政委員会副委員長、官房室長、課長、県レベルでの課と同等の政府機関の長の任命、異動又は解任の審査承認を提案する。
7. 県人民議会が承認後、首都・県行政委員会副委員長、官房室長、課長、県レベルでの課と同等の政府機関の長の任命、異動又は解任を行う。
8. 課、県レベルで課と同等の政府機関の、設置、統合又は廃止の承認審査を県人民議会に提案する。
9. 政府に検討合意を提案する前に、郡、市（ナコーン）の設置、合併、廃止、境界の決定を県人民議会に検討を提案する。
10. 郡、市（ナコーン）の行政組織の組織構成、区（ターセーン）設置、合併または廃止、境界線の決定、名称変更を県人民議会に承認のため提案する。
11. 県人民議会が検討承認後、区（ターセーン）設置、合併または廃止、境界線の決定、名称変更を決定する。
12. 郡・市（ナコーン）行政委員会委員長の任命、異動、又は解任について、県人民議会に検討承認のため提案する。

13. 県人民議会が承認後、郡・市（ナコーン）行政委員会委員長の任命、異動、又は解任を行う。
14. 郡・市（ナコーン）行政委員会委員長の提案に基づき、郡・市（ナコーン）行政委員会副委員長の任命、異動、又は解任を行う。
15. 官房室長、課長、県レベルでの課と同等の政府機関長の提案により、副官房室長、副課長、県レベルでの課と同等の政府機関の副長の任命、異動又は解任を行う。他の行政職についている者の任命、異動又は解任を行う。
16. 決定、命令、通達、告示を発出する。地方人民検察院と人民裁判所の事件の決定以外、法律に矛盾した全部門の自分のレベル又は下位のレベルの法令の一時停止又は廃止を命じる。
17. 法律に矛盾するセクターの法令に対して一時停止又は廃止を上層部に提案する。
18. 区（ターセーン）の設置、合併又は廃止、また境界線の決定について、検討、承認のため県人民議会に提案する。
19. 郡・市（ナコーン）行政委員長の提案に沿って、村の設置、合併、廃止、村の境界線の決定と村名の変更を行う。
20. 区（ターセーン）行政委員会委員長の任命、異動又は解任について意見を出す。
21. 国民議会、県人民議会が承認した、首都・県予算への支払いを命令する。
22. 招待に応じて、拡大閣僚会議に出席する。
23. 自分の役割、権限職務の執行に関する成果と欠点について、政府と県人民議会に責任を持つ。
24. 首都・県の全体的な状況を含めた自分の業務実施結果を、政府、県人民議会、関係機関に取り纏め、定期的に報告する。
25. 法律で規定されたようにその他の権限を行使し職務を遂行する。

第21条（改正）首都・県行政委員会副委員長の権限と職務

首都・県行政委員会副委員長は、首都・県行政委員会委員長の首都・県行政委員会の業務指揮を補佐し、首都・県行政委員会委員長の委任に従い何らかの業務を担当する。

首都・県行政委員会委員長が何らかの理由で業務執行ができない場合には、首都・県行政委員会副委員長が代理として委任される。

第5章

首都・県行政委員会会議

第22条（改正）会議

首都・県行政委員会会議は、首都・県行政委員会委員長がこれを召集し議長を務め、毎月1回開催される。首都・県行政委員会会議は、首都・県行政委員会副委員長、官房室長、課長、県レベルの課長と同等な政府機関の長が参加者となる。これ以外にもし必要があれば、郡、市行政委員会委員長、他の関係する機関の代表を招待し参加させることも可能である。

必要があり緊急を要する場合は、首都・県行政委員会委員長の同意に沿って臨時会議を開催することもある。

毎回の会議においては、その実施のために、記録者の署名と会議議長の証明署名のある議事録を作成し、参加者と関係部門に配布しなければならない。重要な合意がなされた場合は、会議議決を作成する。

第23条（改正）会議の議題にしなければならない問題

首都・県行政委員会会議で議題とされ討論し合意を得なければいけない問題は、以下の通りである。

1. 地方のその年度の戦略計画、社会－経済開発計画、予算計画と修正予算
2. 首都・県の領域と組織構成の決定、郡、市（ナコーン）、区（ターセーン）の設置、合併、廃止と領域の決定
3. 法令草案
4. 管理レベル分割に沿った投資プロジェクト
5. 国防－治安維持業務と外交業務
6. 政策業務と職員人事
7. 政府と県人民議会に対する全面的報告書
8. 重要で必要なその他の問題

第IV編

郡と郡行政委員会

第1章

郡と郡の設置

第24条（改正）郡

郡とは地方行政地域であり、中心部と農村部を含み多数の区（ターセーン）により構成されている。

第 25 条（改正）郡の設置

首都・県行政委員会委員長が提案し、地方人民議会の承認後、政府の決定により、郡が設置、合併また廃止され領域が規定される。

郡の設置のための、プロセスと調査方法は別の規則に規定される。

第 26 条（改正）郡の設置のための条件

郡の設置のためには以下の条件を揃えることが必要である。

1. 地理上において行政上適切な位置を有すること。
2. 平野地域の郡では人口が少なくとも 3 万人以上、また山地では 2 万人以上の人口があること。
3. 2 つ以上の区（ターセーン）があること。
4. 社会－経済開発においての基本的な要素がある。

本条に定める要素の何か一つ満たさないが、しかし郡設置の必要がある場合、政府が検討し決定する。

第2章

郡行政委員会の位置、役割、権限と職務

第 27 条（改正）郡行政委員会位置と役割

郡行政委員会は、郡レベル行政組織であり、この役割は、政治、行政、経済、文化－社会、国防－治安維持面の行政管理することであり、また人材資源を育成、活用し、自分の地域にある天然資源、環境、他の資源を保護して使用し、自分の管理範囲において区（ターセーン）の開発戦略計画実施の指導と検査を行う。

第 31 条（新）郡行政委員会の権限と職務

郡行政委員会は以下の権限と職務を有する。

1. 憲法、法律、法律以下法令の実施を保証する。
2. 郡の経済－社会開発計画、予算計画の作成と実施。
3. 国防－治安維持業務の実施、汚職と社会の退廃的な現象の防止を行う。
4. 国会議員選挙と地方議会選挙実施に伴う業務の指揮、促進、動員、便宜提供を行う。
5. 事務所、郡の事務所に相当する政府機関と区（ターセーン）行政委員会の業務実行活動を組

織し、便宜を図り、監督しモニタリング検査する。

6. 政府のサービス・ユニットの設置と管理、中心部の行政管理の実施を行い、インフラ開発、必要な公衆衛生サービス、治安維持、秩序、清潔と美しさを作り出す。
7. 宣伝広報活動を行い、保健衛生の知識を住民に広め、公衆衛生、教育開発、スポーツ体育と男女平等を促進する。
8. 文化、国、地方と民族の文化、良き伝統習慣を保護し促進する。労働技能開発の促進、役割と管理レベル別に沿った労働の管理を行う。
9. 中央と首都・県が管理する投資プロジェクト実施について便宜を図りモニタリングを行う。管理レベルに沿って自分の責任の中で国内外の民間からの投資を促進する。
10. ラオス人民全民族と社会の全階層の人たちの団結を促進する。人民、外国人、永住外国人、無国籍者、民族と宗教の業務を管理し、国民の生活を改善して貧困問題を解決する。
11. 自分の地方において、公務員と政府行政組織の行動についての組織又は個人からの提言に対して審査し、通達を出し、その解決にあたる。
12. 財源を作るために、正しく歳入を得るために、管理レベル分割に沿って、天然資源と環境の管理、保護、使用、開発を行い、ビジネスユニット、産業、貿易、サービス及びその他に対して管理を行う。
13. 地方の歳入計画と歳出計画を管理して実施し、関連する機関が正しく、漏れなく、時間通りに、また透明性をもって歳入を得ているか便宜を図り監督する。
14. 地方人民検察院と人民裁判所の事件手続の決定を除き、決定、命令、通達、告示を発出し、法律に矛盾した、各事務所、郡の事務所に相当する政府機関の法令の一時停止命令又は破棄を行う。法律に矛盾するセクターの法令の停止または破棄を上部組織に提案する。
15. 自身のレベルの一般効力をもつ法令の施行について評価する。
16. 郡、区（ターセーン）の組織構成について研究し提案する。区（ターセーン）、村の設置、合併、廃止、村の境界の決定と、区（ターセーン）名と村名の変更を、首都・県行政委員会委員長に対して行う。
17. 建国戦線、ラオス退役者連盟、大衆組織、社会組織、各経済業界とラオス国民全民族が、自分の郡における、経済－社会開発、国防－治安維持と退廃的な現象に反対することに参加するように後援し促進し、条件を整える。
18. 組織と職員公務員を管理する。自分の組織の公務員、県レベルと縦軸で結ばれている事務所と関係機関、区（ターセーン）職員公務員の業務実施をモニタリング検査する。
19. 自分の職員と区（ターセーン）職員の育成、政治、行政、専門面での能力知識向上を行う。
20. 市民からの提案書を受付、検討し、解決する。

21. 上部組織の委任に従い、外国と連絡、協力を行う。
22. 定期的に、郡の総合的な状況を含めて自分の業務実施について総括し、首都・県行政委員会委員長、及びその選挙区の県人民議会議員、関係の組織に報告する。
23. 法律と規則に規定されたようにその他の権限を行使し、職務を遂行する。

第3章

郡行政委員会の組織構成

第29条（改正）組織構成

郡行政委員会には以下の組織構成がある。

1. 郡役場
2. 事務所、地方人民議会の承認により実際の業務の要望に即して設置される郡の事務所と同等な政府機関

第30条（改正）郡役場の位置と役割

郡役場は郡行政委員会の構成組織の1つであり、郡の業務マネジメントに対する監督便宜、促進、モニタリング実施において、郡行政委員会委員長に対して参謀の役割を果たし、計画作成、実行プロジェクト、調査総括、書類の管理を行い、業務連絡調整の中心となり、郡指導層が行う業務活動に対するサービス活動マネジメントと組織内部の業務マネジメント管理を行う。

郡役場の組織と活動は別規定の中にそれを定める。

第31条（改正）事務所、郡の事務所と同等な政府機関の位置と役割

事務所、郡の事務所と同等な政府機関は郡行政委員会の構成組織の1つで、管理レベル分割に沿って、専門分野と政府の行政管理面で、郡行政委員会、県レベルの課、県レベルの課と同等な政府機関に対して参謀の役割となる。

郡の事務所と同等の政府の組織と活動は、別規定の中にそれを定める。

第32条（改正）人事の構成

郡行政委員会は以下の人事により構成されている。

1. 郡行政委員会委員長
2. 郡行政委員会副委員長
3. 委員となる、郡役場長、事務所長と郡の事務所と同等な政府機関の長

第33条（改正）郡行政委員会委員長の任命、異動又は解任

郡行政委員会委員長は、地方人民議会が承認した後に、首都・県行政委員会委員長により任命、異動又は解任される。

第34条（改正）郡行政委員会副委員長の任命、異動又は解任

郡行政委員会副委員長は、郡行政委員会委員長の提案に従い、首都・県行政委員会委員長により任命、異動又は解任される。

第35条（改正）郡行政委員会委員長の任期

郡行政委員会委員長の任期は一期5年で、連続して2期を超えない範囲で職務につくことが可能である。

郡行政委員会委員長の任期が満了後、首都・県行政委員会委員長が新しい郡長をまだ任命していない場合は、新しい郡行政委員会委員長が任命されるまで、旧郡行政委員会委員長がその職務実施にあたる。

新しい郡行政委員会委員長の任命は、前任の郡行政委員会委員長の任期満了後、90日以内に行われなければならない。

第4章

郡行政委員会委員長の役割、権限と職務

第36条（改正）郡行政委員会委員長の役割

郡行政委員会委員長は郡行政組織の長であり、首都・県行政委員会委員長に対して、代理としての責任を負い、郡行政委員会を指揮し、この法律の第27条と第28条に規定されている役割、権限と職務を遂行する。

第40条（改正）郡行政委員会委員長の権限と職務

郡行政委員会委員長は以下の権限と職務を有する。

1. 郡行政委員会会議を招集し、その議長となる。
2. 県行政委員会の業務の指揮をとり便宜を図り監督する。地方人民議会の決議、郡行政委員会会議の決議の実施を検査し、郡役場、事務所、郡の事務所と同等である自分の組織に属する政府機関の活動を検査する。

3. 県人民議会の選挙区の議員の意見を貰った後、郡行政委員会副委員長の任命、異動または解任を、首都・県行政委員会委員長に対し提案する。
4. 県人民議会の選挙区の議員の意見を貰った後、郡役場長、事務所長、事務所と同等な政府機関長と郡の他の行政職についている者の任命、異動又は解任を行う。
5. 県人民議会の選挙区の議員の意見を貰った後、首都・県行政委員会委員長に対し、区（ターセーン）の行政委員会委員長の任命、異動又は解任を提案する。
6. 区（ターセーン）の行政委員会委員長と、区（ターセーン）の他の行政職についている者の任命、異動又は解任を行う。
7. 決定、命令、通達、告示を発出する。地方人民検察院と人民裁判所の事件手続の決定を除き、各事務所、郡の事務所と同等である政府機関、下位にある政府機関の法律に矛盾する法令に対して、一時停止命令又廃止命令を出す。
8. 上層部に対して、各セクターの法律に矛盾する法令の一時停止又は破棄について提案する。
9. 県人民議会が承認した郡の予算計画に対しての支払い命令を出す。
10. 招待に応じて首都・県行政委員会の主催する会議へ参加する。
11. 自分の役割、権限と職務の遂行における成果と欠点に関して、首都・県行政委員会委員長に対して責任を持つ。
12. 首都・県行政委員会と、選挙区の県人民議会議員に対し、定期的に、郡の全体的な業務活動を含めて、自分の業務遂行結果をまとめて報告する。
13. 法律の規定に従い、その他権限を行使し職務を遂行する。

第38条（改正）郡行政委員会副委員長の権限と職務

郡行政委員会副委員長は郡行政組織の業務指揮において郡行政委員会委員長を助け、郡行政委員会委員長からの委任に従って何れかの業務に対して責任を負う。

何れかの理由によって郡行政委員会委員長がその職務を果たせない場合は、郡行政委員会副委員長は代理として委任される。

第5章

郡行政委員会の会議

第39条（改正）会議

郡行政委員会会議は、郡行政委員会委員長が招集し議長になることによって月に1度開催される、この郡行政委員会会議の出席者は、副行政委員会副委員長、郡役場長、事務所長、郡の事務

所に相当する政府機関の長、区（ターセーン）行政委員会委員長により構成される。これ以外に必要が生じる場合は、外部機関の代表を招待し参加してもらうことも可能である。

必要性があり緊急な場合は、郡行政委員会委員長の合意によって臨時会議が開催される。毎回の会議においては、記録者の署名と議長の証明署名がある議事録を作り、参加者と関係者に送りその実施にあてる。重要な問題に対して決定がなされた場合は、決議として作成する。

第 40 条（改正）会議に上げなければいけない問題

郡行政委員会会議において議題に上げて討論し、合意されなければいけない問題は以下の通りである。

1. 経済－社会開発計画、年度の郡予算計画と修正予算計画
2. 郡の境界の決定と組織構成の決定。区（ターセーン）と村の設置、合併、廃止、境界の決定と名前の変更
3. 法令草案の作成
4. 管理レベル分割に沿って投資プロジェクト
5. 国防－治安維持業務
6. 政策と職員人事業務
7. 首都・県行政委員会委員長に対する総合的な報告
8. 重要かつ必要な他の問題

第V編

市（ナコーン）と市行政委員会

第 1 章

市（ナコーン）と市の設置

第 41 条（改正）市（ナコーン）

市（ナコーン）とは高く発展した郡レベル行政単位で、市街地と農村エリアを含み、多くの区（ターセーン）から構成される。

第 42 条（改正）市（ナコーン）の設置

市（ナコーン）は地方人民議会が承認した後に、首都・県行政委員会委員長の提案に沿って、政府の決定により設置、合併、廃止され、境界が定められる。

市（ナコーン）の設置のためのプロセスと方法は、別の規則に定める。

第 43 条 (改正) 市 (ナコーン) 設置のための条件

市 (ナコーン) を設置するに際して、以下の条件をすべて満たすこと。

1. 6 万人以上の人口を持ち、市街地エリア内の人口が 2 万 5 千人以上いること。
2. 郡行政委員会の所在地であり、市街地エリアの人口密度が 1 平方キロメートル当たり 900 人以上であること。
3. 少なくとも 2 つ以上の区 (ターセーン) があること。
4. 郡行政委員会の所在地である、市街地の農業人口が、当該市街地エリアの総人口の 25% を超えないこと。
5. 制度的に発達した経済面でのインフラ、文化 - 社会があること。
6. 総ての村が発展村 (バーン・パッタナー) であること。
7. 通常収支がつりあうだけの収入があり、投資のための蓄えがあること。

第 2 章

市 (ナコーン) 行政委員会の位置、役割、権限と職務

第 44 条 (改正) 市 (ナコーン) 行政委員会の位置と役割

市 (ナコーン) 行政委員会は郡レベルの行政組織であり、政治、行政、経済、文化 - 社会、国防 - 治安維持面において国家行政管理の役割を有し、自分の地方における、人材資源の養成と活用、天然資源、環境と他の資源の保護と活用を行い、区 (ターセーン) の開発計画実施について指揮と検査を行い、最新の進歩的技術と方法で、公衆衛生サービス、治安、秩序、清潔と美しさを構築する。

第 45 条 (新) 市 (ナコーン) 行政委員会の権限と職務

市 (ナコーン) 行政委員会は以下の権限と職務を有する。

1. 上層部の憲法、法律、政令、法律以下法令の施行を保証する。
2. 市 (ナコーン) を設置し発展させて繁栄と近代化をもたらす。
3. 市 (ナコーン) の経済 - 社会開発計画、予算計画を立案し、執行する。
4. 国防 - 治安維持業務の実施、汚職と社会の退廃的な現象に反対し防止する。
5. 国会議員選挙と地方人民議会議員選挙の業務に対して指揮、促進し、動員をかける。
6. 事務所、市 (ナコーン) の事務所に相当する政府機関と区 (ターセーン) 行政委員会の業務実施活動について、その活動の実施を行い、活動に便宜を図り、活動を監督しモニタリ

ング検査を行う。

7. 政府のサービス・ユニットの設置と管理を行い、行政管理を実施して、インフラ開発、必要な公衆衛生サービス、治安維持、秩序、清潔と美しさを構築する。
8. 人民の公衆衛生、保健業務の推進し、教育、スポーツ体育の開発、男女の平等について宣伝広報して知識を与える。
9. 国、地方と民族の文化と良き伝統習慣を保護推進し、職務と管理レベルに沿って労働技能の発展を促進し、労働を管理する。
10. 中央と首都・県が管理する投資プロジェクトに対して便宜を図り、その実施をモニタリングする。管理レベルの分割に沿って国内外からの投資を促進する。
11. ラオス国民、民族と社会のすべての階層の人たちの団結を促進し、ラオス国民、外国人、永住権を持つ外国人、無国籍者、民族と宗教業務の管理を行い、生活を改善し人民の貧困を解決する。
12. 自分の地方における公務員と政府行政組織の行動について、組織又は個人からの提案を検討し、助言を与え、解決する。
13. 歳入源を作り、正しく歳入を徴収し、ビジネス・ユニット、工業、商業、サービス等を管理するために、天然資源と環境を管理レベル分割に沿って管理、保護、使用する。
14. 市（ナコーン）の歳入計画と歳出計画を管理し、その実施を行う。関係する機関が歳入業務を正しく、漏れなく、時間通りに、また透明性を持って実施できるように、便宜を図り監督する。
15. 決定、命令、通達、告示を出す。人民検察庁と地方人民裁判所の事件手続の決定を除き、法律に矛盾する、市（ナコーン）、各事務所、市（ナコーン）の事務所と同等の政府機関又はそれより下位の政府機関の法令に対して一時停止、又は廃止をする。上層部に法律に矛盾したセクターの法令の一時停止又は廃止を提言する。
16. 市（ナコーン）、区（ターセーン）の組織の構成、その境界を決定を研究し提案する。区（ターセーン）と村の設置、合併、廃止、境界の決定、名称変更を行う。
17. 建国戦線、ラオス退役者連盟、大衆組織、社会組織、各経済部門とラオス国民民族が、自分の市（ナコーン）内において、経済－社会開発、国防－治安維持に参加し、また退廃的な現象に反対することを後援し、促進し、その条件を整える。
18. 都市計画を立て、市街地エリアでの建築、開発を管理し、インフラの維持管理、社会－文化、スポーツと市街地内でのサービスの管理、道路、電気、水道、下水管、污水处理システム、護岸浸食防止、学校、病院、マーケット、飲食店、娯楽施設、太陽光発電システム、公園、災害防止と復旧、衛生、ゴミの収集と処分等の公共施設の管理と検査を行う。

19. 公共交通、道路交通工学、公共道路におけるバス停留所と駐車場の管理等の必要な公共サービスの構築と管理を行う。
20. 建築を管理、検査して基準に沿った安全で耐久性のあるものにする。
21. 自然保護区、沼、湿地、川岸地域、自然の景観、保護林等の環境を保護し整備する。
22. 秩序、生命の安全と人民の財産を保証し、芸術文化面で独自の建物や場所、歴史的に価値のある国や地方の建築物を保存し管理する。
23. 組織と公務員を管理する。県レベルと縦軸で結ばれている市（ナコーン）事務所の公務員、関連組織と区（ターセーン）職員の業務実施についてモニタリング検査する。
24. 政治面、行政面、専門技術についての知識と能力の養成、育成及びレベルアップを自分の組織の公務員と区（ターセーン）職員に対して実施する。
25. 人民からの提案書を受付け、検討し、解決する。
26. 上部組織の委任に基づき外国と連絡、協力する。
27. 市（ナコーン）の全面的な業務活動状況を含めて、自分の組織の業務遂行についてこれを総括し、定期的に首都・県行政委員会、選挙区の県人民議会議員と、関係する機関に報告する。
28. 法律の規定に従い、その他権限を行使し職務の実施を行う。

第3章

市（ナコーン）行政委員会の構成

第46条（新）組織構成

市（ナコーン）行政委員会は以下の構成組織を有する。

1. 市（ナコーン）役場
2. 事務所、市（ナコーン）の事務所と同等な政府機関、これは地方人民議会の承認により実際の業務に対する要求に沿って設置される。

第47条（新）市（ナコーン）役場の位置と役割

市（ナコーン）役場は市（ナコーン）行政委員会の構成組織の1つであり、市（ナコーン）の業務マネジメントに対するの便宜、管理、促進、モニタリング実施において、市（ナコーン）行政委員会委員長に対して、参謀の役割を有する。計画作成、実行プロジェクト、調査総括、書類の管理を行い、連絡調整業務の中心となり、市（ナコーン）指導層が行う業務活動に対するサービス活動マネジメントと組織内部の業務マネジメント管理を行う。

市（ナコーン）役場の組織と活動は別規則の中にそれを定める。

第48条（改正）事務所、事務所と同等の政府組織の位置と役割

事務所、市（ナコーン）の事務所と同等の政府機関は、市（ナコーン）行政委員会の構成組織の1つであり、専門技術分野において、市（ナコーン）行政委員会、県レベルでの課、県レベルの課と同等な政府機関に対し、参謀の役割を果たし、管理レベルに沿って政府行政を管理する。

事務所、市（ナコーン）の事務所と同等の政府機関の組織と活動は別規則の中にそれを定める。

第49条（改正）人事の構成

市（ナコーン）行政委員会は以下の人事により構成される。

1. 市（ナコーン）行政委員会委員長
2. 市（ナコーン）行政委員会副委員長
3. 市（ナコーン）役場長、事務所長と市（ナコーン）の事務所と同等な政府組織の長からなる市（ナコーン）行政委員会委員

第50条（改正）市（ナコーン）行政委員会委員長の任命、異動又は解任

地方人民議会の承認を受けた後、首都・県行政委員会委員長により市（ナコーン）行政委員会委員長は任命、異動又は解任される。

第51条（改正）市（ナコーン）行政委員会副委員長の任命、異動又は解任

市（ナコーン）行政委員会委員長の提言に沿って、首都・県行政委員会委員長により市（ナコーン）行政委員会副委員長は任命、異動又は解任される。

第52条（改正）市（ナコーン）行政委員会委員長の任期

市（ナコーン）行政委員会委員長の任期は一期5年で二期連続を越えない範囲でその職位を続けることが可能である。

市（ナコーン）行政委員会委員長が任期満了になったが、首都・県行政委員会委員長がまだ新しい市（ナコーン）行政委員会委員長を任命していない時は、新しい市（ナコーン）行政委員会委員長が任命されるまで旧市（ナコーン）行政委員会委員長にその職務を執行させる。

旧市（ナコーン）行政委員会委員長の任期が満了後90日以内に、新しい市（ナコーン）行政委員会委員長の任命がなされなければならない。

第4章

市（ナコーン）行政委員会委員長の役割、権限と職務

第 53 条（改正）市（ナコーン）行政委員会委員長の役割

市（ナコーン）行政委員会委員長は、市（ナコーン）行政組織の長であり、首都・県行政委員会の代理として、首都・県行政委員会に対して責任を負い、この法律の第 44 条と第 45 条の中で規定されているように、市（ナコーン）行政委員会を指揮し、役割、権限と職務の遂行にあたる。

第 54 条（改正）市（ナコーン）行政委員会委員長の権限と職務

市（ナコーン）行政委員会委員長は以下の権限と職務を有する。

1. 市（ナコーン）行政委員会を招集し、その議長となる。
2. 市（ナコーン）行政委員会の業務に対して指揮をとり監督便宜を図り、地方人民議会の決議、市（ナコーン）行政委員会会議の決議の実施を検査し、自分の組織に属する市（ナコーン）役場、市（ナコーン）事務所、市（ナコーン）の事務所と同等である政府機関の活動を検査する。
3. 県人民議会の選挙区議員の意見を貰ったのち、首都・県行政委員会委員長に対し、市（ナコーン）行政委員会副委員長の任命、異動又は解任を提案する。
4. 県人民議会の選挙区の議員の意見を付して、市（ナコーン）役場長、事務所長、事務所と同等な政府機関長と市（ナコーン）の他の行政職についている者の任命、異動又は解任を行う。
5. 県人民議会の選挙区議員の意見を貰ったのち、首都・県行政委員会委員長に対し、区（ターセーン）行政委員会委員長の任命、異動又は解任を提案する。
6. 区（ターセーン）行政委員会委員長と区（ターセーン）の他の行政職に就いている者の任命、異動又は解任を行う。
7. 決定、命令、通達、告示を発出する。地方人民検察院と人民裁判所の事件手続に関する決定を除き、法律に矛盾する、市（ナコーン）、事務所、市（ナコーン）の事務所と同等である政府機関か、より下位の政府機関の法令に対して、一時停止命令又は廃止命令を出す。
8. 上層部に対して、法律に矛盾するセクターの法令の一時停止又は破棄についての検討を提案する。
9. 県人民議会が承認した予算計画の市（ナコーン）の予算を支払う命令を出す。
10. 招待に応じて首都・県行政委員会の主催する会議へ参加する。

11. 自分の役割、権限と職務の遂行における成果と欠点に関して、首都・県行政委員会委員長に対して責任を持つ。
12. 首都・県行政委員会、県人民議会の選挙区議員と、関係する機関に対して定期的に、市（ナコーン）の全体的な業務活動を含めて、自分の業務遂行結果をまとめて報告する。
13. 法律の規定の通り、その他の権限を行使と職務を遂行を行う。

第 55 条（改正）市（ナコーン）行政委員会副委員長の権限と職務

市（ナコーン）行政委員会副委員長は市（ナコーン）行政機委員会の業務指揮において市（ナコーン）行政委員会委員長を助け、市（ナコーン）行政委員会委員長からの委任に従って何れかの業務に対して責任を負う。

何らかの理由によって市（ナコーン）行政委員会委員長がその職務を果たせない場合は、市（ナコーン）行政委員会副委員長が市（ナコーン）行政委員会委員長代理を委任される。

第5章

市（ナコーン）行政委員会の会議

第 56 条（改正）会議

市（ナコーン）行政委員会会議は、市（ナコーン）行政委員会委員長が招集し議長になることによって月に 1 度開催される。この市（ナコーン）行政委員会会議の出席者は、市（ナコーン）行政委員会副委員長、市（ナコーン）役場長、事務所長、市（ナコーン）の事務所に相当する政府機関の長により構成される。これ以外に必要が生じる場合は、外部機関の代表を招待し参加してもらうことも可能である。

必要性があり緊急な場合は、市（ナコーン）行政委員会委員長の合意に沿って臨時会議が開催される。

毎回の会議においては、会議記録者の署名と会議議長の証明署名がある議事録を作り参加者と関係者に送りその実施にあてる。重要な問題に対して合意がなされた場合は、決議として作成する。

第 57 条（改正）会議に上げなければいけない問題

市（ナコーン）行政委員会会議において議題に上げて討論し、合意されなければいけない問題は以下の通りである。

1. 市（ナコーン）の経済－社会開発計画、年次予算計画と修正予算計画

2. 市（ナコーン）の境界と組織構成の決定、区（ターセーン）と村の設置、廃止、合併又は廃止、境界の決定、区（ターセーン）と村の名前の変更。
3. 法令草案
4. 管理レベル分割に沿った投資プロジェクト
5. 国防－治安維持業務
6. 政策と職員人事業務
7. 首都・県行政委員会委員長に対する総合的な報告
8. 重要で必要なその他の問題

第VI編

区（ターセーン）と区（ターセーン）行政委員会

第1章

区（ターセーン）と区（ターセーン）の設置

第58条（新）区（ターセーン）

区（ターセーン）とは、最下位の地方行政区分であり、郡と市（ナコーン）に属し、複数の村から成る。

村とは、コミュニティ内部の統治のための組織で、複数の家族から成り、国家が権限移譲し維持管理、開発、利用を許可した水域と土地を持つ。

村の組織と活動については、別の規則にそれを定める。

第59条（新）区（ターセーン）の設置

区（ターセーン）は、地方人民議会の承認後、県行政委員会により、設置、合併又は廃止され、境界が決定される。

区（ターセーン）の設置の研究のプロセスと方法については、別の規則にそれを定める。

第60条（新）区（ターセーン）設置の条件

区（ターセーン）の設置には以下の条件が必要である。

1. 行政管理と国家の人民に対するサービスの提供において地理的に適した場所であること。
2. 人口
 - 2.1市街地の区（ターセーン）は、少なくとも1万4千人の人口
 - 2.2平野部の区（ターセーン）は、少なくとも7千人の人口

2.3山間地の区（ターセーン）は、少なくとも2千8百人の人口

3. 少なくとも3つ以上の村から成る。
4. 経済社会開発の基本インフラと条件があること。
5. もし本条文の条件の何かを充足しない場合で、しかし区（ターセーン）設置の必要がある場合、首都・県行政委員会が検討決定をする。

第2章

区（ターセーン）行政委員会の位置、役割、権限と職務

第61条（新）区（ターセーン）行政委員会の位置と役割

区（ターセーン）行政委員会は、地方行政組織の最下位レベルの行政組織であり、政治、行政、経済、文化－社会、国防－治安維持面において国家行政管理の役割を有す。管理級別に従い、自分の地方における天然資源、環境と他の資源の保護と活用を行う。村の開発計画実施について管理、指揮と検査をする。

第62条（新）区（ターセーン）行政委員会の権限と職務

自身の責任範囲に沿った区（ターセーン）行政委員会の権限と職務は以下の通り。

1. 上部の方針、政策、憲法、法律、法律以下法令の普及、連携と施行
2. 区（ターセーン）の経済社会開発計画、予算計画の作成と執行
3. 国防－治安維持業務の執行、汚職と社会の墮落した現象の防止と排除
4. 国民議会と地方人民議会の選挙について促進、動員し、便宜を提供する。
5. 区（ターセーン）と村のユニットの職務活動執行について指導、便宜、管理、モニタリング検査する。
6. 市民に対する公衆衛生について宣伝、普及し知識を与える。保健、教育、スポーツ体育、男女の平等について促進する。
7. 文化と国家、地方と民族の美しい伝統を維持保護し、推進する。役割と管理級別に従い、労働スキル向上促進と労働管理を行う。
8. ラオス国民全民族、社会の全階級の連帯を拡大する。ラオス国民、外国人、永住外国人、無国籍者、民族と宗教業務を管理し、国民の生活向上と貧困の克服を行う。
9. 管理級別に従い、天然資源、環境を管理、保護することで収入源を見つけ、正しく収入を徴収する。管理級別に従い、ビジネス、工業、商業、サービス業またそれ以外のユニットを管理する。

10. 郡、市（ナコーン）行政委員会からの委譲に沿って歳入を徴収し、支出を管理する。
11. 決定、命令、通達、告示を発出する。地方人民検察院と人民裁判所の事件手続に関する決定を除き、区（ターセーン）と村の法律に矛盾する法令の停止命令と廃止を行う。法律に矛盾するセクターの法令の停止または廃止を上部機関に提案し、検討させる。
12. 区（ターセーン）内での市民、外国人、永住外国人、無国籍者で移住してきた人、移転した人の活動の管理を行う。国防－治安維持、規則、整然さを執行する。区（ターセーン）内の墮落した現象を防止排除する。
13. 区（ターセーン）内の市民からの提案書を受付、検討し、解決し、市民に教育指導を行い、紛争解決の調停を行う。
14. 区（ターセーン）の組織体制と境界の決定を研究する。村の設置、合併、廃止また村の境界の決定と名称変更を行う。
15. 建国戦線、ラオス退役者連盟、大衆組織、社会組織、各経済部門とラオス国民民族が、区（ターセーン）の開発、国防－治安維持に参加するように後援、促進し、その条件を整え、便宜を提供する。
16. 自分と村の職員公務員に政治面、行政面、専門技術分野の知識と能力を開発し、養成し、レベルアップを行う。
17. 区（ターセーン）の総合的な状況を含めて、自分の業務実施についてまとめて郡、市（ナコーン）行政委員会、関係の組織に定期的に報告する。
18. 法律の規定に従い、その他の権限の行使と職務の遂行にあたる。

第3章

区（ターセーン）の組織構成

第63条（新）組織構成

区（ターセーン）行政委員会には、業務執行のための実際の要望に従い、業務を補佐するユニットが以下のように置かれる。

1. マネージメント、行政業務
2. 党、大衆組織業務
3. 経済、財政業務
4. 文化、社会業務
5. 国防－治安維持業務

上記のユニットの権限と職務については、区（ターセーン）行政委員会が別に規則として定める。

第64条（新）人事構成

区（ターセーン）行政委員会の人事は以下に構成される。

1. 区（ターセーン）行政委員会委員長
2. 区（ターセーン）行政委員会副委員長
3. 各ユニット長が区（ターセーン）行政委員会委員となる。それ以外に業務補佐職員が数名いる。

第65条（新）区（ターセーン）行政委員会委員長の任命、異動又は解任

区（ターセーン）行政委員会委員長は、県レベル行政委員会委員長の承認を受けた後、郡・市（ナコーン）行政委員会委員長により任命、異動又は解任される。

第66条（新）区（ターセーン）行政委員会副委員長の任命、異動又は解任

区（ターセーン）行政委員会副委員長は、区（ターセーン）行政委員会委員長の提案に基づき、郡・市（ナコーン）行政委員会委員長により任命、異動又は解任される。

第67条（新）各ユニット長の任命、異動又は解任

各ユニット長は、郡、市（ナコーン）行政委員会委員長の賛成を得たのち、区（ターセーン）行政委員会委員長によって任命、異動又は解任される。

第68条（新）区（ターセーン）行政委員会委員長の任期

区（ターセーン）行政委員会委員長の任期は一期 5 年で二期連続を越えない範囲でその職位を続けることが可能である。

区（ターセーン）行政委員会委員長が任期満了になったが、郡・市（ナコーン）行政委員会委員長がまだ新しい区（ターセーン）行政委員会委員長を任命していない時は、新しい区（ターセーン）行政委員会委員長が任命されるまで旧区（ターセーン）行政委員会委員長にその職務を執行させる。

旧区（ターセーン）行政委員会委員長の任期が満了後 90 日以内に、新しい区（ターセーン）行政委員会委員長の任命がなされなければならない。

第4章

区（ターセーン）行政委員会委員長の役割、権限と役割

第69条（新）区（ターセーン）行政委員会委員長の役割

区（ターセーン）行政委員会委員長は、区（ターセーン）行政組織の長であり、郡行政委員会の代理であり、また責任を持つ。この法律の第 61 条と第 62 条の中で規定されたように区（ターセーン）行政委員会を指揮引率し、その使命を果たし、権限と職務を遂行する。

第70条（新）区（ターセーン）行政委員会委員長の権限と職務

区（ターセーン）行政委員会委員長は以下の権限と職務を有する。

1. 区（ターセーン）行政委員会会議を招集し、その議長となる。
2. 区（ターセーン）行政委員会の業務に対して指揮をとり便宜を図り、監督する。地方人民議会の決議、区（ターセーン）行政委員会会議の決議の実施を検査し、自分の組織に属する区（ターセーン）のユニットの活動を検査する。
3. 村長、副村長の選挙、任命又は解任の結果を承認し、村の規則を承認する。
4. 郡、市（ナコーン）行政委員会委員長に、区（ターセーン）の組織構成と境界について提案する。村の設置、合併、廃止、境界の決定、名称変更を上部に検討を求めるよう提案する。
5. 区（ターセーン）行政委員会副委員長の任命、異動又は解任を、郡、市（ナコーン）行政委員会委員長に対して提案する。
6. 郡レベル行政委員会委員長の合意に基づき、区（ターセーン）行政委員会のユニット長の任命、異動又は解任を行う。
7. 決定、命令、通達、告示を発出する。地方人民検察院と人民裁判所の事件手続に関する決定を除き、法律に矛盾する区（ターセーン）と村の法令に対して、一時停止又は廃止をする。憲法と法律に矛盾するセクターの法令の停止又は廃止を検討を求めるため上部に提案する。
8. 管理級別に従い、市民又は組織に対し、書類また証明書を発行する。
9. 区（ターセーン）の予算を執行する。
10. 招待に応じて、郡、市（ナコーン）行政委員会会議に出席する。
11. 自分の役割執行、権限と職務遂行の成果と欠点について、郡、市（ナコーン）行政委員会委員長に対して責任を負う。
12. 郡、市（ナコーン）行政委員会に対して、定期的に、区（ターセーン）の全体的な業務活動を含めて、自分の業務遂行結果を取り纏め報告する。
13. 法律の規定の通り、その他の権限を行使と職務を遂行を行う。

第71条（新）区（ターセーン）行政委員会副委員長の権限と職務

区（ターセーン）行政委員会副委員長は、区（ターセーン）の業務を指揮し、区（ターセーン）行政委員会委員長の委任に従い、何らかの担当業務に責任をもつことで、区（ターセーン）行政委員会委員長を補佐する権限と職務を有する。

何らかの理由で区（ターセーン）行政委員会委員長の職務の遂行が不可能になった場合は、委任を受けた区（ターセーン）行政委員会副委員長が村長の代理となる。

第5章

区（ターセーン）行政委員会会議

第72条（新）会議

区（ターセーン）行政委員会会議は、区（ターセーン）行政委員会委員長が招集し議長になることによって月に1度開催される。この区（ターセーン）行政委員会会議の出席者は、区（ターセーン）行政委員会副委員長、区（ターセーン）行政委員会委員、区（ターセーン）ユニット長で構成される。これ以外に必要なが生じる場合は、外部機関の代表を招待し参加してもらうことも可能である。

必要性があり緊急な場合は、区（ターセーン）行政委員会委員長の合意に沿って臨時会議が開催される。

毎回の会議においては、会議記録者の署名と会議議長の証明署名がある議事録を作り参加者と関係者に送りその実施にあてる。重要な問題に対して合意がなされた場合は、決議として作成する。

第73条（新）会議に上げなければいけない内容

区（ターセーン）行政委員会会議において議題に上げて討論し、合意されなければいけない内容は以下の通りである。

1. 区（ターセーン）の経済－社会開発計画、年次予算計画。
2. 区（ターセーン）の組織構成の決定。村の設置、合併又は廃止、境界の決定、名前の変更。
3. 法令草案
4. 区（ターセーン）開発プロジェクト
5. 国防－治安維持業務
6. 政策と職員人事業務
7. 郡、市（ナコーン）行政委員会委員長に対する総合的な報告
8. 市民の紛争
9. 環境に悪影響を与える問題
10. 重要で必要なその他の内容

第VII編

地方行政委員会の業務方法制度、財務、連絡

第74条（改正）業務方法制度

地方行政委員会は、以下の業務方法制度に従って活動を行う。

1. 民主集中制、多数決、個人に責任を負わせ、仕事を分担する原則に従い業務にあたる。
2. 業務実施に当たっては計画と業務実施計画、プロジェクト、期限を決め、効果を計算し、それぞれの地方の持つ特別な点と現実の状況に従う。
3. 関係する実施機関と協調して実施にあたる。
4. 自分の地方における業務活動のモニタリング、検査、評価、まとめを行い、自分の上層部に定期的に報告する。

各レベルの地方行政委員会は、定期的に、地方人民議会、自分のレベルの検査機関と上部の検査機関からの検査を受けなければならない。

第75条（改正）財務

地方行政組織は、自分の業務活動のための予算を持ち、国家予算中央集中制原則にしたがい、責任の分担、管理級別に従い、国家予算法に従い、執行する。

第76条（改正）地方人民議会との連携

地方行政組織は、以下のように地方人民議会と連携、協調する。

1. 地方の法令を起草し改正する。
2. 地方の基本重要課題を研究し、地方人民議会に提案し、検討を求める。
3. 人事について研究し、地方人民議会に提案し、検討をもとめ、任命、異動又は解任の提案の承認を求める。
4. 市民からの請願書の解決に対し、研究し意見をつける。
5. 県人民議会に参加し、説明をする。
6. 県人民議会議員に報告し、説明し、納得のいかない点を解決し、質問に答える。
7. 県人民議会常務委員会の提案にそって、情報を提供する。
8. 重要で必要とみられるその他の問題

第77条（改正）地方人民検察庁と人民裁判所との連携

地方行政組織は、地方の人民検察庁と人民裁判所との連携し、法律の執行をモニタリング検査し、社会の墮落した現象を防止する。

必要性がある場合には、地方行政組織は、地方人民検察の長、人民裁判所の長を自分の会議に招へいすることができる。

第78条（改正） 地方ラオス建国戦線、ラオス退役者連盟、大衆組織、社会組織との連携

地方行政組織は地方ラオス建国戦線、ラオス退役者連盟、大衆組織、社会組織と連携し、相談し、意見を交換し、奨励し、動員しそれらの組織が、国家統治、経済社会管理に参加し、その業務執行が効果的であることを保証する。

第VIII編

最終規定

第79条（改正） 公印

各レベルの地方行政委員会は、政府の公式的な業務において使用するために自分の公印を持つ。

第80条 施行

ラオス人民民主共和国政府と、地方行政組織が、本法の施行機関となる。

第81条（改正） 発効

本法は、2025年7月1日以降、ラオス人民民主共和国国家主席が国家主席公布令を発出し、官報に記載された後に発効する。

本法は、2015年12月14日付番号68/国会 地方行政法に代わるものである。

国民議会議長 サイソムポーン ポムヴィハーン

ⁱ 区（ターセーン）は、2025年の憲法改正にて新設された行政単位である。それ以前は、首都・県 - 郡 - 村の三層構造の行政単位であったが、今後「村」はコミュニティ統治単位となり、それに代わって、「ターセーン」が郡と村の間に新設され、首都・県 - 郡 - 区（ターセーン）の三層になる。英語ではサブ・ディストリクトと訳されることが多いが、まだ定着した日本語訳はないので、ここでは仮に“区（ターセーン）”と訳すことにした。

ⁱⁱ 今までは郡の中で中心郡を「テサバーン」と呼び、設置してきたが、今回の改正でこの「中心郡」はなくなり、市（ナコーン）だけになった。

ⁱⁱⁱ 政府が発出する法令で、コートックロン「決定」カムサン「命令」カムネナム「通達」チェーンカーン「告示」と訳す。

^{iv} 今回の法改正での大きな変更点に地方行政組織の長の名称変更がある。今までは、「都知事」「県知事」「郡長」等と呼称してきたが、「都行政委員会委員長」「県行政委員会委員長」「郡行政委員会委員長」と呼ばれるようになった。